



高齢者階段昇降機設置費用助成

住宅に階段昇降機を設置することにより、転倒防止や介護者の負担軽減の効果が期待できる場合など、在宅生活の継続を目的としてその費用の一部を助成します。

階段昇降機の購入及び設置に要する工事費用

助成限度額 1, 332, 000円

【対象者】

65歳以上の要介護4または5の方で、次の①から⑥の要件すべてに該当する方

- ① 足立区に住民票があり、住民登録地に居住している方
- ② 日常的に車椅子または歩行器を利用している方
- ③ 住宅1階での居住が困難で居室が2階以上にあり、階段を昇降する必要がある方
※ 認知症等の為、昇降機を自力で操作することが困難な場合は、同居の家族等が昇降機を日常的に操作できる場合に限りです。
- ④ 本人または親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）が所有するお家にお住まいの方
- ⑤ 介護保険施設または病院等へ入所・入院をしていない方
- ⑥ 建築基準法に規定されている書類の写し等を提出できる方
(ex 昇降機の建築確認済証の写し等)
※ お住まいの建物によって提出するものが異なります。

◇注意事項◇

- 工事着工後の申請については助成の対象となりません。
※ 必ず工事着工前にご相談ください
- 昇降機設置助成の申請書は、上記⑥の書類がそろった時点でお渡しします。
※ 裏面の申請の流れをご覧ください
- 機器の老朽化・破損などに伴う取替え、建物の新築、増築や間取りの変更を伴う改修工事にあわせて設置するものについては助成の対象となりません。
- 介護保険の負担割合に応じて、原則として1割～3割の自己負担があります。
※ 免除の場合もあります
- 昇降機の設置後の維持修繕、保守点検、撤去等にかかる費用は、すべて申請者の負担となります。
- 年度内に工事が完了したものに助成できます。余裕をもってご相談ください。

申請窓口・問合せ先 足立区 高齢福祉課在宅支援係
足立区中央本町1-17-1 北館1階

電話 : 3880-5257 (直通)

FAX : 3880-5614

2026.4.1



階段昇降機設置費用助成申請の流れ

① 事前相談

階段昇降機の設置には必ず事前相談が必要です

- ・ 相談先：足立区高齢福祉課在宅支援係の（以下「在宅支援係」）窓口
- ・ 制度の説明を聞いた上で「受付票」に記入していただきます。
- ※ 「受付票」の写しをお渡ししますが、この時点では申請ではありません
- ※ 専門的な話もありますので、施工予定事業者の建築士等に相談の上、ご同行していただくことをお願いしています。

② 建築確認

建築基準法への適合が必要です

- ・ お住まいの建物の種類によって、提出する書類が異なります。
- ・ 建物とは別に階段昇降機の建築確認申請をしていただくケースが多いのですが、この場合、時間がかかり費用も発生しますのでご注意ください。

③ 訪問調査

実際に利用できるか調査します

- ・ 「在宅支援係」「地域包括支援センター」「障がい福祉センターあしすとの理学（または作業）療法士」の各職員と「施工予定事業者」の立ち会いのもと、ご自宅を対象者ご本人の身体状況や昇降機への移動経路を確認させていただきます。
- ・ 施工予定事業者は図面ほか、必要な書類を作成してください。
- ※ 「② 建築確認」に時間を要するため併行して実施します

建築基準法に係る種類が整い、訪問調査の結果「階段昇降機が必要」と判断された場合

④ 申請書受付

この時点で申請となります

- ・ 「受付票」と提出し「階段昇降機設置費用助成申請書」を受付けます。
- ・ 施工予定事業者は「工事計画書」「図面」「見積書」「工事前写真」など必要書類各種を在宅支援係へ提出します。

⑤ 助成決定→工事着工

ここから工事を開始します

- ・ 申請書類一式を受付後、内容を審査して助成または却下の決定を行い、助成が決定したときは対象者に決定通知書、施工予定事業者へ助成券を郵送します。
- ・ 決定通知書が到着したら、工事が着工できます。

⑥ 完了報告→支払い

- ・ 工事完了後、対象者は施工業者へ本人負担額を支払います。また「助成券」に署名、押印をして施工業者に渡してください。
- ・ 施工業者は請求書、助成券、工事完了写真等必要書類各種を在宅支援係へ提出します。
- ・ 在宅支援係から施工業者へ区の助成決定額分を振り込みます。
- ・ 工事完了の検査は原則として写真で確認を行いますが、事業者立会いのもと完了確認の検査を行う場合もあります。